

開発許可等の事務に係る標準処理期間の設定について

平成29年10月1日設定

1 目的

開発許可等の事務の迅速な処理の確保を図るため、つくばみらい市行政手続条例（平成18年条例第7号）第6条の規定により、申請の処理に要する期間の「目安」として、標準処理期間を別表のとおり定める。

2 標準処理期間

開発許可等の事務は、原則として別表の許認可等の区分に応じ、それぞれ定める標準処理期間（以下「標準処理期間」という。）の範囲内で処理するものとする。ただし、茨城県開発審査会（以下「審査会」という。）の議を経ることを要する事案については、別表の定めにかかわらず、審査会の議を経た後、速やかに処理するものとする。

なお、特別な理由により標準処理期間を著しく超えることが予測される場合は、必要に応じその理由等を申請者に通知するものとする。

3 標準処理期間に係る日数の算定

(1) 標準処理期間に係る日数は、申請書等が市の担当課に到達した日から起算し、当該申請に対する処分を行うまでの日数とする。

(2) 次に掲げる日数は、標準処理期間に係る日数に算入しないものとする。

ア 申請書等の不備を補正するために要する日数

イ 申請の途中で申請者が申請内容を変更するために要する日数

ウ 特別の事情により、審査に必要な資料を追加するために要する日数

エ 関係法令との調整に要する日数

オ つくばみらい市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）に規定する市の休日の日数

4 標準処理期間の公表

標準処理期間の公表は、都市計画課に掲示するとともに、市ホームページに掲載すること等により行うものとする。

別表

許認可等の区分	根拠法令・条項	標準処理期間
開発行為の許可 (5ha未満)	法第29条第1項	20日
開発行為の許可 (5ha以上)	法第29条第1項	40日
開発行為の変更許可 (5ha未満)	法第35条の2第1項	20日
開発行為の変更許可 (5ha以上)	法第35条の2第1項	40日
完了検査及び検査省済証の 交付	法第36条第2項	15日
工事完了公告前の建築物又 は特定工作物の建築又は建 築承認	法第37条第1項	15日
建築物の建ぺい率等の特例 許可	法第41条第2項ただし書	20日
予定建築物以外の建築等 許可	法第42条第1項ただし書	20日
開発許可を受けた土地以外 の土地における建築等の許 可(5ha未満)	法第43条第1項	20日
開発許可を受けた土地以外 の土地における建築等の許 可(5ha以上)	法第43条第1項	40日
地位の継承承認	法第45条	15日
開発登録簿の写しの交付	法第47条第5項	1日
開発行為又は建築に関する 証明書の交付(5ha未満)	規則第60条	20日
開発行為又は建築に関する 証明書の交付(5ha以上)	規則第60条	40日

法＝都市計画法（昭和43年法律第100号）

規則＝都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）